

裁判員ってナニ?～経験者の話を聞いてみよう!～

日時 11月26日(金) 午後2時～4時30分
場所 本会場:さいたま地方裁判所
(さいたま市浦和区高砂3-16-45)
サテライト会場:さいたま地方裁判所熊谷支部
(熊谷市宮町1-68)

定員 本会場:35名程度(先着順)
サテライト会場:20名程度(先着順)

内容 裁判所・裁判員制度および裁判員経験談の紹介

対象 県内在住・通学の方 費用 無料
申込み 11月1日(月)～11月24日(水)

問合せ先 さいたま地方裁判所総務課広報係

☎048-863-8945
(土日祝を除く午前8時30分～午後5時)

詳細は、さいたま地方裁判所ウェブサイトをご覧ください。
https://www.courts.go.jp/saitama/about/koho/vcmsFolder_1756/vcms_1756.html



令和3年度東秩父消防団特別点検のお知らせ

東秩父消防団から、令和3年度東秩父消防団特別点検についてお知らせいたします。

11月14日(日)に予定しております、令和3年度東秩父消防団特別点検については、コロナ禍での開催方法を検討した結果、今年度は式典内容および参加者等を大幅に縮小し開催させていただきますことといたしました。

このため、村民の皆さまの特別点検のご見学ならびに関係者の皆さまのご列席は控えさせていただきことといたしました。

例年どおりの開催を楽しみにされていた皆さま方には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解たまりますようお願い申し上げます。

問合せ 小川消防署東秩父分署 ☎82-1215

秋の火災予防運動を実施します 11月9日(火)～15日(月)

全国統一防火標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』
住宅防火 いのちを守る 10のポイント —4つの習慣・6つの対策—
4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使う時は火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

- 6つの対策
1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
 5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

鳴りますか?住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を点検し警報音を確認しましょう。

問合せ 比企広域消防本部 予防課
☎23-2268



防火ポスター展が実施されます。

- ◆期間 11月5日(金)から15日(月)まで
- ◆場所 リリックおがわ
- ◆内容 火災予防をテーマに描いた小学4年生の入選作品を展示します。
- ◆問合せ 小川消防署 消防課 ☎72-3565

日本年金機構からのお知らせ

日本にお住いの20歳以上の方は国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。

国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。ぜひ、次の動画をご覧ください。

URL 「国民年金の加入と保険料の案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、秩父年金事務所にお問合せください。

問合せ: 日本年金機構 HP: <https://www.nenkin.go.jp/>
秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

11月11日(木)～17日(水)は「税を考える週間」です

国税庁では、「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組について紹介し、国民の皆さまに国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

租税の意義や役割について、あらためて考えてみませんか。詳しくは秩父税務署までお気軽にお問合せください。

秩父税務署 ☎0494-22-4433

標準営業約款制度(Sマーク)をご存じですか!

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター(☎048-863-1873)まで

お問合せください。



障がい者無料法律相談110番を開催します

埼玉弁護士会では、障がい者週間(12月3日～9日)にあたり、障がい者の方々の法律相談に弁護士が直接無料で、電話とファックスでお答えします。障がい者ご本人に限らず、ご家族、関係者からの相談も受け付けます。

日時 12月9日(木) 午前10時～午後4時

専用☎ 048-864-5526

専用FAX 048-864-5528

相談料 無料 事前申込 不要

その他 専用☎およびFAXは相談実施日のみ利用可能です。

電話代は相談者負担となります。

問合せ 埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

納税は便利で安全な口座振替をご利用ください